

福岡県公報

令和四年二月二十五日
第二百七十七号
増刊
②

目次

規則(第四号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)……………一

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁財務課)……………三

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年二月二十五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三号様式その二の二中

住所
氏名
様

を

氏名
様

に改める。

第三号様式その四の二中

住所
氏名

を

氏名

に改める。

第六十一号の三十六の二様式中「3 「支払」欄には」を「4 「支払」欄には」に

、「4 「支払」欄の」を「5 「支払」欄の」に、「5 複写とし」を「6 複写と

し」に、「6 知事が」を「7 知事が」に改める。

第六十二号の四様式その一を次のように改める。

第62号の4様式その1(第32条の4関係)

納税証明書交付申請書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

申請者(窓口に来られた方)

本人 法人代表者 代理人

住所(法人代表者の方は代表者個人の住所)

氏名

電話番号

納税者(証明が必要な方)

個人番号又は法人番号(個人番号は1マスあけて右詰)

Grid for personal or corporate number

住所(法人にあつては本店所在地)

氏名(名称及び代表者職・氏名)

電話番号

次のとおり証明を受けたいので、申請します。

□にレ点チェックの上、必要項目を記入してください。

Table with columns: 証明の種類, 証明を受けようとする年度又は事業年度等, 必要枚数. Rows include 法人県民税, 法人事業税及び特別法人事業税, 個人事業税, 自動車税, 不動産取得税, etc.

【必要書類】 ○:必要な書類 ▲:状況に応じて必要な書類

Table with columns: 申請者(窓口に来られた方), 本人, 法人代表者, 代理人. Rows list required documents like 納税者の【個人番号カード】又は【通知カード】.

※1 【通知カード】は、記載された氏名・住所等が住民票記載事項と一致している場合のみ使用可能です。

(代理人にあつては、写しをご提出ください。)

※2 納付されてから県で確認できるまで1~2週間程かかりますので、納付して間もない場合は【領収証書】をお持ちください。

※3 県内に事業所等を持たない法人など、県で代表者等の確認ができない場合、【登記事項証明書】をご提示いただく必要があります。

第六十二号の四様式その三中「印」及び「(法人の場合は代表者印)」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 代理人が申請する場合は、委任状又は代理権授与通知書を提出してください。

第百十四号様式その一中「証明をお願いします」を「証明書を交付してください」に

改め、「印」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 ※印の欄を記入してください。

2 この証明書は、継続検査・構造等変更検査以外には使用できません。

第百十六号様式中

(法人の場合は代表者印)

「注 氏名を自署する場合は、押印は不要です。(法人の場合は、押印が必要

です。)

上記のとおり相違ないので証明書を交付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長殿

「 上記のとおり相違ないので証明書を交付してください。」

年 月 日

福岡県 県税事務所長殿

注 代理人が申請する場合は、委任状又は代理権授与通知書を提出してくだ

さい。

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年二月二十五日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

所在地	学校名	級地 区分
宗像市地島	地島小学校	二
〃 大島	大島学園	一
糟屋郡篠栗町大字萩尾	篠栗小学校萩尾分校	一
〃 新宮町大字相島	相島小学校	一
〃 新宮町大字相島	新宮中学校相島分校	二
糸島市志摩姫島	姫島小学校	三
〃 志摩姫島	志摩中学校姫島分校	三
朝倉郡東峰村大字福井	東峰小学校	一
〃 東峰村大字福井	東峰中学校	一
八女市星野村一二〇五九	星野小学校	一
〃 星野村九五〇〇	星野中学校	一
〃 矢部村北矢部	矢部清流学園	一
田川郡添田町大字津野	津野小学校	一
京都郡みやこ町犀川上伊良原	伊良原小学校	二
〃 みやこ町犀川上伊良原	伊良原中学校	二

別表第二(第三条関係)

所在地	学校名
田川郡赤村大字赤	赤小学校上赤分校
〃 添田町大字落合	落合小学校
築上郡築上町大字小原	小原小学校

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。